

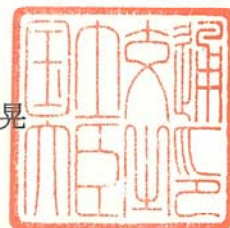


認 定 書

国住指第 2892 号
平成 15 年 12 月 26 日

日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 松原範幸 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第 1 条の 3 第 1 項本文の規定に適合するものであることを認める。

なお、本認定に伴い、平成 14 年 8 月 9 日付け国住指第 6575 号による認定は廃止する。

記

1. 認定番号
TACP-0108
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
HF 工法（先端地盤：粘土質地盤）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

指 定 書

国住指第 2892-2 号
平成 15 年 12 月 26 日

日本コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 松原範幸 様

国土交通大臣 石原 伸晃



下記の建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項本文の国土交通大臣の認定を受けた構造方法について、同条本文の規定に基づき、下記の通り確認申請書に添える図書から除かれる図書を指定する。

なお、本指定に伴い、平成 14 年 8 月 9 日付け国住指第 6575-2 号による指定は廃止する。

記

1. 認定番号
TACP-0108
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
HF 工法 (先端地盤：粘土質地盤)
3. 確認申請書に添える図書から除かれるものとして指定する図書
建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 1 項表二の(一) 項及び(二) 項の構造計算の計算書のうち、平成 13 年国土交通省告示第 1113 号第 6 第一号の表中に掲げる式における α 、 β 及び γ の数値の設定方法